

答 申 第 3 1 7 号
令 和 3 年 1 0 月 2 6 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定により、令和3年10月26日付け岐阜市企総第86号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

人口の東京一極集中が進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの普及等により地方への移住・定住に対する関心が高まっていることを踏まえ、本市では、転出超過が続く本市の社会動態の改善を図ることを目的として、令和3年11月1日から、本市への移住・定住に関する相談の申込者（以下「相談申込者」という。）に対する支援事業を開始する。

については、企画部総合政策課は、相談申込者の個人情報を管理するとともに、収集した個人情報を基に本市への移住・定住に関する分析を行い、その結果を市内・外へ提供するため、次に掲げる個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 年齢
- エ 住所及び連絡先（電話番号、メールアドレス）
- オ 職業及び勤務先に関する情報
- カ 家族構成
- キ 相談内容（相談項目、相談方法、移住時期、移住を検討する理由）
- ク 対応記録

2 個人情報ファイルの名称

移住・定住相談申込者ファイル（移住・定住相談申込者リストを含む。）

3 意見

適当なものと認める。